

■みらい法制度レポート

平成24年度補正予算 住宅・建築物省エネ改修等緊急推進事業について

平成24年度補正予算成立後、公募要件が確定され、公募開始されます

事業概要

- ・既存住宅の躯体(外皮)の断熱改修と省エネ設備の導入を補助
- ・予算額:50億(住宅と建築物との合算)

補助の対象事業

- ・既存の住宅(戸建住宅及び共同住宅)の省エネルギー改修
- ※省エネルギー改修に加えて実施 バリアフリー改修も対象

対象事業者

- ・本補助金の交付を受けて省エネ改修等事業を行う建築主等
- ※ESCO事業者、リース事業者、エネルギーサービス事業者等を含む

補助額

- ・省エネ改修工事・バリアフリー改修工事の1/3(上限:50万円/戸)
- ※バリアフリー改修を行う場合にあっては、バリアフリー改修を行う費用として上限に25万円を加算
- (ただし、バリアフリー改修部分は省エネ改修の額以下とする)
- ※複数の住戸をまとめて提案する場合、1提案あたりの補助限度額を省エネ改修部分は1億円、バリアフリー改修部分は5,000万円とする
- ※要望額が予算を越えた場合、優先順位を付けて採択を決定する可能性がある

公募・事業登録期間(予定)

- ・平成25年2月20日前後(補正予算成立日)～平成25年3月6日前後(補正予算成立日から14日後)を予定
- ※応募書類提出前に事業登録をすること

詳細と申請書

<http://www.kenken.go.jp/shouenekaishu/info-s.html>

◆2013年4月1日 「改正省エネ基準」施行予定(⇒延期)



2013年10月1日 同上 施行予定

但し、「改正省エネ基準」は改正後1年間は経過措置として現行の基準も適用できる